

平成十七年政令第二百九十八号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令

内閣は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二...

（中小企業者の範囲）

第一条 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第十七号...

Table with 2 columns: 業種 (Industry) and 資本金の常時使用額又は出する従業員の総額 (Total amount of capital or number of employees). Rows include 一 ゴム製品製造業 (Rubber products manufacturing), 二 ソフトウェア業 (Software industry), 三 旅館業 (Inn industry).

2 法第二条第十七号の政令で定める組合及びその連合会は、次のとおりとする。一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会...

第二条 法第四条第三項第一号の政令で定める区分は、次のとおりとする。一 卸売市場...

第三条 法第八条第三項の政令で定める組合又はその連合会は、次のとおりとする。一 事業協同組合若しくは事業協同小組合又は協同組合連合会...

二 農業協同組合又は農業協同組合連合会
三 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会
四 水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会
五 商工組合又は商工組合連合会
六 森林組合又は森林組合連合会（保険料率）

第四条 法第十八条第三項の政令で定める率（次項において「保険料率」という。）は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条第二項に規定する無担保保険（次項において「無担保保険」という。）にあつては〇・四パーセント（手形割引等特別保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特別保証をいう。以下この項において同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この項において同じ。）の場合は、〇・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引等特別保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。
2 前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。（主務大臣）
第五条 法第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、同項第五号に掲げる事項に係る部分については経済産業大臣とし、その他の部分については国土交通大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣とする。
2 法第四条第一項並びに第四項及び第十項（これらの規定を法第五条第四項において準用する場合を含む。第七條において同じ。）、第五條第一項及び第二項並びに第二十六條における主務大臣は、次の各号に掲げる流通業務総合効率化事業の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 中小企業流通業務総合効率化事業 イからハまでの区分に応じ、それぞれイからハまでに定める大臣
イ 貨物流通事業者（貨物の輸送、保管その他の流通のうち国土交通省の所掌に係るもの事業を行う者）をいう。以下この項において同じ。が実施するもの 国土交通大臣及び経済産業大臣
ロ 食品等生産業者等が実施するもの 経済産業大臣及び農林水産大臣
ハ 貨物流通事業者及び食品等生産業者等以外の者が実施するもの 経済産業大臣
二 前号に掲げるもの以外の流通業務総合効率化事業 イからニまでの区分に応じ、それぞれイからニまでに定める大臣
イ 貨物流通事業者が実施するもの 国土交通大臣
ロ 食品等生産業者等が実施するもの（ハに掲げるものを除く。） 農林水産大臣
ハ 食品等生産業者等が実施するものうち、物資の流通の効率化を図るための情報処理システム、設備又は一連の措置（物資の種類を問わず利用し、又は実施し得るものに限る。）を導入するもの 経済産業大臣及び農林水産大臣
二 貨物流通事業者及び食品等生産業者等以外の者が実施するもの 経済産業大臣
3 法第七条第一項及び第二項における主務大臣は、次の各号に掲げる特定流通業務施設の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。
一 卸売市場 農林水産大臣
二 倉庫（倉庫業の用に供するものに限る。） 国土交通大臣
三 前二号に掲げるもの以外の流通業務施設であつて、中小企業流通業務総合効率化事業の用に供するもの 経済産業大臣
四 前三号に掲げるもの以外の流通業務施設 国土交通大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣
（都道府県が処理する事務）
第六条 法第四条第一項及び第四項（法第五条第四項において準用する場合を含む。）、第五條第一項及び第二項、第七條第一項及び第二項並びに第二十六條の規定による主務大臣の権限に属する事務のうち経済産業大臣の権限（一の都道府県の区域内のみにおいて実施される中小企業流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）に属する事務は、当該区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。この場合においては、当該事務に係る主務大臣に関するこれらの規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。（権限の委任）
第七条 法第四条第一項、第四項及び第十項、第五條第一項及び第二項並びに第二十六條の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限並びに法第四条第八項、第九項及び第十二項（これらの規定を法第五条第四項において準用する場合を含む。）並びに第五条第三項の規定による国土交通大臣の権限（いずれも一の地方運輸局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）、貨物軌道事業に係るもの及び港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものを除く。）並びに法第七條第一項及び第二項の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限（当該区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）は、当該区域を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任する。
2 法第四条第一項、第四項及び第十項、第五條第一項及び第二項並びに第二十六條の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限並びに法第四条第八項（法第五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の権限（いずれも一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものうち港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものに限る。）並びに法第四条第十一項及び第十三項（これらの規定を法第五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の権限（当該区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）は、当該区域を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。
3 法第四条第一項、第四項及び第十項、第五條第一項及び第二項、第七條第一項及び第二項並びに第二十六條の規定による主務大臣の権限に属する事務のうち経済産業大臣の権限（一の都道府県の区域内のみにおいて実施される中小企業流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）に属する事務は、当該区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。この場合においては、当該事務に係る主務大臣に関するこれらの規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。（権限の委任）

一 項及び第二項、第七條第一項及び第二項並びに第二十六條の規定による主務大臣の権限に属する事務のうち経済産業大臣の権限（一の都道府県の区域内のみにおいて実施される中小企業流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）に属する事務は、当該区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。この場合においては、当該事務に係る主務大臣に関するこれらの規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。（権限の委任）
2 法第四条第一項、第四項及び第十項、第五條第一項及び第二項、第七條第一項及び第二項並びに第二十六條の規定による主務大臣の権限に属する事務のうち経済産業大臣の権限（一の都道府県の区域内のみにおいて実施される中小企業流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）に属する事務は、当該区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。この場合においては、当該事務に係る主務大臣に関するこれらの規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。（権限の委任）

びに第二十六条の規定による主務大臣の権限のうち経済産業大臣に属する権限（一の経済産業局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限り、中小企業流通業務総合効率化事業に係るものを除く。）は、当該区域を管轄する経済産業局長に委任する。

4 法第四条第一項、第四項及び第十項、第五条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項並びに第二十六条の規定による主務大臣の権限のうち農林水産大臣に属する権限（一の地方農政局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）は、当該区域を管轄する地方農政局長に委任する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。

第二条 中小企業流通業務効率化促進法施行令の廃止（平成四年政令第二百八十二号）は、廃止する。

附 則（平成一八年四月二六日政令第一八〇号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則（平成二三年三月三〇日政令第四九号）

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年九月一九日政令第二七六号）

この政令は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十五年九月二十日）から施行する。

附 則（平成二八年九月七日政令第二九六号）

この政令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年一〇月一七日政令第二九三号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成三十年十月二十二日）から施行する。

附 則（令和二年一月二日政令第三二一号）

この政令は、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二十七日）から施行する。

附 則（令和六年二月一六日政令第三二号）

この政令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の施行の日（令和六年三月十五日）から施行する。